

函館市開発審査会公印取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市開発審査会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称, 大きさ等)

第2条 公印の名称, 大きさ等は, 次のとおりとする。

名 称	大 き さ (ミリメートル)	書 体	個 数	用 途	管 守 者
函館市開発 審査会長印	24×24	てん書	1	会長名を もってす る文書	函館市開発審 査会事務局長

(管守および使用)

第3条 公印は、文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし、定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。

2 公印を使用するときは、公印使用簿（別記様式）に所定の事項を記載し、管守者の確認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年11月20日から施行する。

